

# 訪問看護サービス重要事項説明書

当事業所は、介護保険法に基づく訪問看護事業を行うものとして指定を受けています。当事業所の概要や、提供するサービス内容、契約上ご注意頂きたいことを記載した物です。

## 1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業所の名称	医療法人 出水クリニック		
事業の種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護		
大阪府知事の事業者指定年月日	2000年4月1日	指定番号	2711103735
施設の所在地	〒596-0046 大阪府岸和田市藤井町1丁目12番5号 エアリーズ上野1階		
管理者	出水 明		
電話	072-437-5811		
Fax	072-437-5836		
訪問看護員数	常勤 6人		

## 2. 事業の目的と運営の方針

### (1) 事業の目的

医療法人出水クリニックにて行う訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業の適切な運営を確保し、人員、設置及び運営に関する事項を定め、要介護者に対しては、適切な訪問看護を提供し、要支援者に対しては、適切な介護予防訪問看護を提供する事を目的とします。

### (2) 運営の方針

#### ● 訪問看護事業の運営の方針

- 1 事業所は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとします。
- 2 事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各保健医療機関、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 3 緊急の事態にも柔軟な対応ができる体制を整備します。
- 4 事業の提供にあたっては、主治医との密接な連携のもと、訪問看護計画に基づき、クリニックに属する訪問看護師が適切に実施するものとします。

#### ● 介護予防訪問看護事業の運営の方針

- 1 事業所は利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来るよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- 2 事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、各居宅介護支援事業者、各保健医療機関、各市町村、地域の保健、医療、福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 3 緊急の事態にも柔軟な対応ができる体制を整備します。
- 4 事業の提供にあたっては、主治医との密接な連携のもと、介護予防訪問看護計画に基づき、クリニックに属する訪問看護師が適切に実施するものとします。

● 訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業は、同一の事業所において一体的に運営するものとします。

## 3. 事業実施地域および営業時間

事業実施地域	岸和田市 忠岡町 貝塚市 泉大津市 和泉市 の区域
営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前 9時から午後 5時まで (土曜日 正午まで)
休業日	日曜日 祝祭日 12/29~1/3
※ただし、緊急時訪問看護加算契約利用者に対して、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。	

#### 4.提供サービスの概要

訪問看護	
(1)病状、障害の観察 (3)口腔ケア (5)機能訓練 (7)カテーテル等の管理 (9)その他主治医の指示による医療処置	(2)入浴、清拭、洗髪等による清潔の保持 (4)褥瘡の処置 (6)食事及び排泄の介助 (8)利用者及び家族への療養上の指導、助言 (10)ターミナルケア
介護予防訪問看護	
(1)病状、障害の観察 (3)口腔ケア (5)食事指導 (7)その他主治医の指示による医療処置	(2)入浴、清拭、洗髪等による清潔の保持 (4)機能訓練 (6)利用者及び家族への療養上の指導、助言

#### 5.報酬

医療法人出水クリニックが提供する訪問看護サービスに対する利用者の利用料は、介護保険法に基づくものとします

#### 6.利用料金(令和6年6月1日現在)

介護保険からの訪問看護サービスを利用する場合は、自己負担額は原則として基本料金の1割又は2割又は3割です。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。下記の基本料金表が自己負担額になります。(1回につきの金額)

所要時間	基本料金（訪問看護サービス提供体制強化加算料を含む）					
	予防訪問看護			訪問看護		
30分未満	4,040円			4,220円		
	(1割)	(2割)	(3割)	(1割)	(2割)	(3割)
	404円	808円	1,212円	422円	844円	1,266円
30分以上 1時間未満	5,820円			6,040円		
	(1割)	(2割)	(3割)	(1割)	(2割)	(3割)
	582円	1,164円	1,746円	604円	1,208円	1,812円
1時間以上 1時間30分未満	8,540円			8,860円		
	(1割)	(2割)	(3割)	(1割)	(2割)	(3割)
	854円	1,708円	2,562円	886円	1,772円	2,658円

## その他のサービスの加算

項目	費用（自己負担額）			内容	
	1割負担	2割負担	3割負担		
初回加算	I	365円	730円	1,095円	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合初回の訪問看護を行った月に算定。（退院日の訪問看護）
	II	312円	624円	936円	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合初回の訪問看護を行った月に算定。（退院翌日以降の訪問看護）
特別管理加算 (1ヶ月につき)	I	521円 /1ヶ月	1,042円 /1ヶ月	1,563円 /1ヶ月	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態の利用者に計画的管理を行うことに対し1回/月算定。
	II	260円 /1ヶ月	520円 /1ヶ月	780円 /1ヶ月	在宅酸素療法を受けている状態や人工肛門または人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3回以上行う必要があると認められた状態の利用者に計画的管理を行うことに対し1回/月算定。
緊急時訪問看護加算 II (1ヶ月につき)		328円/1 ヶ月	656円/1 ヶ月	1,884円 /1ヶ月	利用者の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対し1回/月算定。
訪問看護サービス 提供体制強化加算(Ⅰ)		6円 (1回に つき)	12円 (1回に つき)	18円 (1回に つき)	下記の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、1回につき6単位を加算する。 ①当該指定訪問看護事業所のすべての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 ②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 ③当該指定訪問看護事業所のすべての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 ④当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
ターミナルケア加算 (死亡月)		2,605円	5,210円	7,815円	在宅で死亡した利用者に対し、死亡日及び死亡日前日に2日以上（死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合1日以上）ターミナルケアを行った場合、死亡月に1回算定。
口腔連携強化加算 (1ヶ月につき)		52円	104円	156円	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合、1回/月算定。
看護体制強化 加算 (1ヶ月につき)	要 介 護	573円 /1ヶ月	1,146円 /1ヶ月	1,719円 /1ヶ月	下記の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、1月につき100単位または550単位を加算する。 ①算定日が属する月の前六月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急訪問看護加算を算定した利用者の割合が100分の50以上であること。 ②算定日が属する月の前六月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。 ③算定日が属する月の前十二月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が五名以上であること。 ④予防訪問看護の提供にあたる従業者総数のうち、看護職員が6割以上である。

1 別に厚生労働大臣が定める状態の方に限り、90分以上利用の場合1回につき300単位増しとなります。また複数の看護師にて訪問した場合にも30分未満で1回につき254単位、30分以上で402単位増しとなります。

2 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。

3 1月以内の2回目以降の時間外緊急時訪問については、基本料金に対してサービス提供開始時間が、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯の時は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しとなります。

4 岸和田市の地域単価は基本単価10円に対し訪問看護は10.42円です。

5 利用者に保険料などの滞納がある場合は、介護保険適用であっても一旦利用料は全額自己負担となります。

6 その他の費用：事業実施地域以外の場合は、交通費実費をいただきます。キャンセルされた場合のキャンセル料は頂いておりません。

※上記基本利用料は、厚生労働省が告示で定める金額であり、これが改正された場合はこれらの基本料金も自動的に改定されます。なおその場合は、事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

※利用者負担金について詳しくは管理責任者、又は担当の介護支援専門員までご連絡ください。

## 7.料金の請求及びお支払い方法

利用料・その他費用の請求方法	毎月およそ10日以降の訪問日に当事業所の訪問看護師が前月分の請求書を持参いたします。
お支払い方法	請求書受け取り時、または次回訪問時に現金にてお支払い下さい。
領収証の発行	後日（訪問看護師訪問時）に領収書（おつりがある場合は、おつりと領収書）をお届けします。

## 8.緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 9.事故発生時の対応と損害賠償

- (1)当事業所が利用者に対して行う訪問看護の提供を行う上で、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2)当事業所が利用者に対して行った訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (3)当事業所が訪問看護の提供を行う上で、本契約の各条項に違反し、又は、介護保険法及び民法その他の関係法令に違反し、依頼者の訪問看護利用に支障を生じさせて損害を与えた場合には、医療法人出水クリニックはその損害を速やかに賠償する義務を負います。ただし、事業者が故意過失がない場合は、この限りではありません。

## 10.非常時災害時の対応

暴風や風雪など天候がきわめて不良の場合は、ご連絡をした上で、訪問を見合わせるまたは、別日に振り替える場合があります。災害の状況により、出来る限り安全対策をした上で、訪問をうちきることもあります。実際に地震等の災害が発生することを想定し、各自で避難方法、連絡方法などを家族で話しあっておいてください。災害の為の緊急訪問は対応でき兼ねます。

## 11.虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待等防止のため次の措置を講じます。

- (1)虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
- (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- (4)虐待防止のための指針の整備
- (5)その他虐待防止のための措置
- (6)虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置

※事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等 高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 12.ハラスメント対策について

サービス提供にあたって、利用者や家族が暴力、暴力的・威圧的・継続的・拘束的・差別的、性的言動など、信頼関係を築く事が困難となった場合、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除させていただく場合もございます。

## 13.身体拘束等の原則禁止

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。  
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

#### 14.業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 15.苦情等がある場合

提供した介護サービスに対する利用者からの苦情に敏速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける相談窓口を設置しております。また、利用者からの苦情に関して市町村・国保連が行う調査に協力し、これからの指導助言を受けた場合にはこれに従って必要な改善を行います。

当施設内 苦情申立窓口	苦情受付担当	出水 明	中村 美智子	
	ご利用時間	午前9時～午後5時		
	ご利用方法	電 話	072-437-5811	
		FAX	072-437-5836	
面 接		利用者様宅・当事業所内		
岸和田市役所庁舎 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険課	所 在 地	大阪府岸和田市岸城町7-1		
	ご利用方法	電 話	072-423-2121	
		FAX	072-423-6927	
	受 付 時 間	午前9時～午後5時(月曜～金曜)		
大阪府 国民健康保険 団体連合会	所 在 地	大阪府大阪市中央区常盤町1-3-8		
	ご利用方法	電 話	06-6949-5418	
		FAX	06-6949-5417	
	受 付 時 間	午前9時～午後5時(月曜～金曜)		

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、前記のとおり重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地 〒596-0046

岸和田市藤井町1丁目12番5号エアリーズ上野1階

名称 医療法人 出水クリニック

代表者名 理事長 出水 明

説明者 \_\_\_\_\_

私は、事業者より前記の重要事項について説明を受け同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

(利用者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(利用者代理人)

本人との関係 \_\_\_\_\_ 署名代行の理由 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_